

〔職掌錄〕醫師

當職定員なし、奥表、本道雜科の差別あり、何も若年寄支配、奥醫師御番料二百表、但外科雜科ハ同百表、部屋住より見習勤の者ハ御切米二百表被下、御番料なし、御番醫師持に而、二百表已下の者は、御番料百表、部屋住より見習勤の者は、二十人扶持賜ふ、法印、法眼之醫師は、御連歌之間、北御様頬ニ相詰、御目見之節は、御白書院にて獨禮也、其外之醫師は、御白書院に並居、一同之御禮也、寄合醫師ハ御禮日計ニ出仕、奥醫師、奥詰醫師は、日々登城御機嫌を伺ひ、晝計伺候、其内御用次第御廣敷御守殿御住居等江も伺公す、御番醫師は兩丸打込にて、一人づ、勤番す、席は桔梗間、半井、今大路兩氏は典藥頭に任じ從五位下に叙す、此兩氏より隔年に、正月の屠蘇白散を禁裏へ調進の事を司る、家老爲名代上京し、縱諸大夫に任ずるよし、

〔憲教類典四ノ十〕元祿元戌辰年九月十三日

覺

一御醫師衆、向後家業江入情可被相勤事、
一無故方江方々被致徘徊事、不入儀候事、
一病者之面々は、病氣之様子具可致言上事、

附病氣に而、其身鈍氣家業勤申儀成兼申程之者は、是又具言上可仕事、

右は稻垣安藝守宅江、半井驥庵、今大路式部、吉田方盛院、岡本壽仙、岡了庵、清水龜庵、村田安栖、久志本式部、松井省庵、生野道壽招之、秋元但馬守列座演達之、

〔有德院殿御實紀附錄十五〕元祿正徳のころには、醫員のものも俸祿を世々にし、奢侈にのみふけり、治療にうときもの少からざりしかば、それをあらため玉はむとの盛旨にて、勤をす、め怠をいましめ、その志あるものには、御府の方書をも借あたへられて、はげまし玉ひしかば享保の中